

**2015年 特訓問題集 2 中小企業経営・政策**  
**中小企業施策総覧(平成26年度版)【改正表】**

法令改正等により、標記書籍に掲載されている内容に変更・追加・削除項目がございます。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。(下線部が変更点です)。

## 2. 頻出基本編

### 1. 第11問 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資) 穴埋め問題編

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>●穴埋め問題編<br/> <b>問題</b><br/>           (2) 支援内容<br/>           c. 【貸付利率】平成26年10月10日現在<br/>               1.35%</p> <p><b>解説</b><br/>           (2) 支援内容<br/>           c. 【貸付利率】平成26年10月10日現在<br/>               1.35%</p> | <p>●穴埋め問題編<br/> <b>問題</b><br/>           (2) 支援内容<br/>           c. 【貸付利率】<u>平成27年6月10日現在</u><br/>               <u>1.25%</u></p> <p><b>解説</b><br/>           (2) 支援内容<br/>           c. 【貸付利率】<u>平成27年6月10日現在</u><br/>               <u>1.25%</u></p> |

### 2. 第14問 商店街活性化支援 穴埋め問題編

| 改正前                              | 改正後                              |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <p>●穴埋め問題編<br/> <b>問題、解説</b></p> | <p>※改正の内容については、差替問題をご確認ください。</p> |

### 3. 第15問 中小企業関連税制① 穴埋め問題編

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>●穴埋め問題編<br/> <b>問題</b><br/>           (1) 法人税の軽減税率<br/>           資本金1億円以下の中小企業(年所得<br/> <b>①</b>万円以下の部分)、協同組合等には<br/>           19%に軽減された法人税率が適用される<br/>           が、平成27年3月31日までの時限的な措<br/>           置として、<b>②</b>%に引き下げられてい<br/>           る。</p> | <p>●穴埋め問題編<br/> <b>問題</b><br/>           (1) 法人税の軽減税率<br/>           資本金1億円以下の中小企業(年所得<br/> <b>①</b>万円以下の部分)、協同組合等には<br/>           19%に軽減された法人税率が適用される<br/>           が、<u>平成29年3月31日</u>までの時限的な措<br/>           置として、<b>②</b>%に引き下げられてい<br/>           る。</p> |

## 4. 第18問 知的財産支援 択一問題編

| 改正前              | 改正後                       |
|------------------|---------------------------|
| ● 択一問題編<br>問題、解説 | ※改正の内容については、差替問題をご確認ください。 |

## 3. 重要図表編

## 1. 第5問 農商工等連携促進法 図表

| 改正前                 | 改正後                             |
|---------------------|---------------------------------|
| 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業 | ふるさと名物応援事業（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業） |

## 2. 第6問 中小企業地域資源活用促進法 図表

| 改正前                               | 改正後                              |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援事業 | ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等） |

## 3. 第7問 中小企業新事業活動促進法 図表

| 改正前                 | 改正後   |
|---------------------|---|
| 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業 | ・商業・サービス競争力強化連携支援事業<br>・ふるさと名物応援事業（地域間連携型新連携支援事業） |

## 4. 応用編

## 1. 第2問 ものづくり中小企業支援①

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| 問題、解説<br>（設問1）   | ※改正の内容については、差替問題をご確認ください。  |
| 解説<br>（設問2）<br>特定ものづくり基盤技術の指定<br>（第2条第2項）<br><br>情報処理 精密加工 製造環境<br>接合・実装 立体造形 表面処理<br>機械制御 複合・新機能材料<br>材料製造プロセス バイオ 測定計測 | 解説<br>（設問2）<br>特定ものづくり基盤技術の指定<br>（第2条第2項）<br><br><u>デザイン</u> 情報処理 精密加工<br>製造環境 接合・実装 立体造形<br>表面処理 機械制御 複合・新機能材料<br>材料製造プロセス バイオ 測定計測 |

## 2. 第4問 農商工等連携

| 改正前            | 改正後                       |
|----------------|---------------------------|
| 問題、解説<br>(設問2) | ※改正の内容については、差替問題をご確認ください。 |

## 3. 第8問 新連携(異分野連携新事業分野開拓)

| 改正前            | 改正後                       |
|----------------|---------------------------|
| 問題、解説<br>(設問2) | ※改正の内容については、差替問題をご確認ください。 |

## 4. 第18問 担保を不要とする融資制度

| 改正前                      | 改正後                       |
|--------------------------|---------------------------|
| 問題、解説<br>会話文、(設問1)、(設問2) | ※改正の内容については、差替問題をご確認ください。 |

## 5. 第20問 新創業融資制度

| 改正前            | 改正後                       |
|----------------|---------------------------|
| 問題、解説<br>(設問1) | ※改正の内容については、差替問題をご確認ください。 |

## 6. 第21問 女性、若者/シニア起業家支援資金

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| 解説<br>【貸付の条件】<br>d.貸付金利：設備資金（土地に係る資金を除く。）は、特利①（特定の場合は特利③）<br>運転資金は特利① | 解説<br>【貸付の条件】<br>d.貸付金利：設備資金（土地に係る資金を除く。）は、特利①（特定の場合は特利③）<br>運転資金は特利①<br>土地取得資金は基準利率 |

## 7. 第27問 商店街活性化支援

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| 問題<br>会話文<br>Y氏：「たとえば、高い補助率の中小商業活力向上の補助金、譲渡所得の特別控除、そして A に基づく支援制度では、策定した申請計画を B の認定を受けることによって、 C による無利子融資、そして中小企業信用保険法の特例、などの支援を受けることが可能です。」 | 問題<br>会話文<br>Y氏：「たとえば、高い補助率の <u>地域商業自立促進</u> の補助金、譲渡所得の特別控除、そして A に基づく支援制度では、策定した申請計画を B の認定を受けることによって、 C による無利子融資、そして中小企業信用保険法の特例、などの支援を受けることが可能です。」 |

以上

## 2. 頻出基本編

---

p.46～

### 第 14 問 商店街活性化支援

#### ●穴埋め問題編

空欄①～⑦に適切な語句または数値を記入せよ。

#### (1) 地域商業自立促進事業

##### (ア) 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な①事業にかかる経費の一部を補助する(補助率②以内、補助金額上限③円、下限 100 万円)。

##### (イ) 地域商業自立促進支援事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「地域資源活用」、「④対応」、「少子・高齢化対応」、「⑤支援」、「地域交流」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化の促進に資する事業にかかる経費の一部を補助する(補助率⑥以内、補助金額上限⑦円、下限 100 万円)。

#### 解 答

- ①調査・分析    ②2 / 3    ③500 万    ④外国人    ⑤創業  
⑥2 / 3    ⑦5 億

**解 説**

地域商店街活性化法は、商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開している。

支援策のひとつである地域商業自立促進事業は、商店街等を基盤として地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、商店街等が行う「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「創業支援」、「地域交流」の分野の取組に係る経費を最大2/3まで補助する。

p.54～

**第 18 問 知的財産支援**

● 択一問題編

「模倣品対策支援事業」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 対象者は国内外で産業財産権の侵害を受けている中小企業である。
- イ 海外の産業財産権に詳しい専門家を6ヶ月間派遣する制度である。
- ウ 申請先は（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）の知的財産課または国内事務所である。
- エ 補助金の補助率は2/3以内、上限額は300万円以内である。

**解 答**

ウ

**解 説**

ア 不適切である。対象者は海外で産業財産権の侵害を受けている中小

企業である。

イ 不適切である。侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を補助する事業である。

ウ 適切である。申請先は（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）の知的財産課または国内事務所である。

エ 不適切である。補助金の補助率は2／3以内であるが、上限額は400万円以内である。

### 3. 応用編

---

---

p.90～

#### 第2問 ものづくり中小企業支援①

(設問1)

文中の空欄AとBに入る語句または数値として、最も適切なものの組み合わせを下記の解答群から選べ。

[解答群]

- |   |            |      |
|---|------------|------|
| ア | A：付加価値の拡大  | B：12 |
| イ | A：新たな事業の創出 | B：22 |
| ウ | A：付加価値の拡大  | B：22 |
| エ | A：新たな事業の創出 | B：12 |

**解 答**

(設問1) エ

**解 説**

中小ものづくり高度化法に関する出題である。

(設問1)

「特定ものづくり基盤技術」とは中小ものづくり高度化法第2条第2項に基づき、ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術のうち、これらの技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に資するものをいう。平成27年2月に「デザイン開発」に係る技術が追加され、「特定ものづくり基盤技術」は 12 技術となった。よって、正解はエとなる。

p.94～

#### 第4問 農商工等連携

(設問2)

文中の下線部について、農商工等連携事業計画の認定により受けられる支援策として最も不適切なものはどれか。

- ア マーケティング等の専門家による支援
- イ 中小企業信用保険法の特例
- ウ 政府系金融機関による融資制度
- エ 上限額を3,000万円とするふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）

解 答

(設問2) エ

解 説

(設問2)

- ア 適切である。中小機構の全国10地域本部、事務所では、新事業創出支援事業として「農商工等連携」、「地域資源活用」、「新連携」などの新たな取組にチャレンジする中小企業者等の事業計画づくりから販路開拓に至るまで、一貫してきめ細かな支援を行っている。
- イ 適切である。認定を受けた中小企業者に、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛金債務担保保険の別枠を設ける等の措置を講じている。
- ウ 適切である。日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）による低利融資制度を活用することができる。
- エ 不適切である。農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者は、試作品開発、展示会出展等に係る費用として、上限を500万円（補助率2/3以内）とするふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）を活用することができる。  
よって、正解はエとなる。



p.102～

第8問 新連携（異分野連携新事業分野開拓）

（設問2）

文中の空欄Bに入る記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 試作品開発、展示会出展等に係る費用に対する補助金：上限3,000万円、補助率2/3以内を受けることができます。
- イ マーケティング等の専門家による支援を受けることができます。
- ウ 政府系金融機関による低利融資制度を活用できます。
- エ 技術に関する研究開発事業による成果について、特許料等の減免を受けることができます。

**解 答**

（設問2）ア

**解 説**

（設問2）

国から計画の認定を受けると、補助金、資金調達、アドバイス等の支援を受けることができる。

- ア 不適切である。上限1,000万円、補助率2/3以内のふるさと名物応援事業補助金（地域間連携型新連携支援事業）を受けることができる。
- イ 適切である。新事業創出支援事業では、マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ支援を行っている。
- ウ 適切である。日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）による低利融資制度を活用することができる。
- エ 適切である。特許出願を行う際の「審査請求料」、「特許料」（第1年～第10年）が半額に軽減される。  
よって、正解はアとなる。

p.122～

**第18問 担保を不要とする融資制度**

以下は、個人で食品小売業を営むX氏と中小企業診断士Y氏との会話である。  
この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

X氏：「設備資金の融資を受けたいと考えているのですが、なかなか保証人  
になってくれる人が見つかりません。何か良い制度はありませんか。」

Y氏：「たとえば、日本政策金融公庫の担保を不要とする融資制度を検討し  
てみてはいかがでしょうか。」

X氏：「どのような制度なのですか。」

Y氏：「第三者の方の保証や担保（不動産・有価証券等）などの提供を不要  
とする融資を希望の方に対し、原則として、個人の方は **A** で融資  
を受けられる制度です。」

X氏：「貸付限度額は、どのようになっているのですか。」

Y氏：「 **B** 」

（設問1）

文中の空欄Aに入る語句として、最も適切なものはどれか。

- ア 無保証人
- イ 無担保・無保証人
- ウ 無担保・代表者のみの保証
- エ 無担保・無保証人・無利子

（設問2）

文中の空欄Bに入る記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 貸付限度額は1,200万円です。
- イ 貸付限度額は4,800万円です。
- ウ 貸付限度額は7,200万円です。
- エ 貸付限度額は8,000万円です。

**解 答**

(設問1) イ

(設問2) イ

**解 説**

日本政策金融公庫の担保を不要とする融資制度に関する出題である。担保を不要とする融資制度は、第三者の方の保証や担保（不動産・有価証券等）などの提供を不要とする融資を希望の方に対し、原則として、法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は無担保・無保証人とする融資である。具体的な貸付の条件は次のとおりである。

**【貸付の条件】**

貸付限度額：4,800万円

貸付期間：各融資制度に定める返済期間以内

保証人・担保：法人営業の方・・・代表者の方のみ

個人営業の方・・・不要

(注) 次の方には保証をお願いする場合がある。

- ・実質的な経営者である方
- ・事業承継を予定している方

(設問1)

担保を不要とする融資制度は、第三者の方の保証や担保（不動産・有価証券等）などの提供を不要とする融資を希望の方に対し、原則として、個人の方は無担保・無保証人で融資を受けられる制度である。

よって、空欄Aは「無担保・無保証人」が最も適切であるため、正解はイとなる。

(設問2)

担保を不要とする融資制度の貸付限度額は4,800万円である。

よって、正解はイとなる。

p.126～

## 第20問 新創業融資制度

(設問1)

文中の空欄Aに入る記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 無担保・無保証人・無利子で借りることができます。
- イ 新たに創業する方、あるいは創業してから税務申告を3期終えていない方が対象です。
- ウ 貸付限度額は3,000万円です。
- エ 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を有している必要があります。

解 答

(設問1) ウ

解 説

(設問1)

新創業融資制度は、新たに創業する方等の事業計画（ビジネスプラン）を審査して、無担保・無保証人で融資する制度である。制度内容は下記に示すとおりである。

貸付機関：日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

貸付限度額：3,000万円（運転資金1,500万円）

貸付利率：2.30%（平成27年6月10日現在の貸付期間5年以内の基準利率。実際の適用利率は、資金用途、貸付期間等によって異なる）

貸付機関：各種融資制度に定める貸付期間以内

担保・保証条件：原則として、無担保・無保証人

- ア 不適切である。原則、無担保・無保証人で、法人代表者の保証も不要だが、無利子の制度ではない。
- イ 不適切である。新たに創業する人、あるいは創業してから税務申告を

2期終えていない人が対象である。

ウ 適切である。

エ 不適切である。事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有している必要がある。

よって、正解はウとなる。